

抵当権登録申請書（その1）

第5号様式

<input type="checkbox"/>	① 抵当権の種類 <input type="checkbox"/> 1普通抵当権 <input type="checkbox"/> 2附随抵当権	② 登録の種類 <input type="checkbox"/> 1設定 <input type="checkbox"/> 2抹消 <input type="checkbox"/> 3変更 <input type="checkbox"/> 4更正 <input type="checkbox"/> 5抹消 <input type="checkbox"/> 6抹消 <input type="checkbox"/> 7権利 <input type="checkbox"/> 8通知	③ 補助シート <input type="checkbox"/> 枚	④ 処理 <input type="checkbox"/> 1訂正 <input type="checkbox"/> 2取消 <input type="checkbox"/> 3撤回 <input type="checkbox"/> 4無効	⑤ 抵当権設定登録年月日 (元号) 年 月 日	⑭ 受理番号 (元号) 年 月 日	⑮ 乙原簿番号 (元号) 年 月 日	⑰ 制限解除 <input type="checkbox"/> 1全解除
--------------------------	--	---	---------------------------------------	--	----------------------------	----------------------	-----------------------	---

自 登 録 車 欄	⑦ 自動車登録番号 ローマ字記入時は下欄をマークして下さい (元号) 年 月 日	車 台 番 欄	⑧ 車台番号 ローマ字記入時は下欄をマークして下さい (元号) 年 月 日	⑨ 登録免許税の額 (元号) 年 月 日
-----------------------	--	------------------	---	-------------------------

抵 当 権 内 容 等 欄	⑩ 抵当権設定契約年月日 又は抵当権変更原因発生年月日 (元号) 年 月 日	⑪ 債権額又は極度額 (元号) 年 月 日	⑫ 抵当権設定原因又は債権の範囲コード (元号) 年 月 日
	⑳ 利息 1 年利 2 年利 3 日歩 (元号) 年 月 日	㉑ 債権に付した条件 1 年利 2 日歩 (元号) 年 月 日	㉒ 原因発生年月日又は確定期日 (元号) 年 月 日

抵 当 権 者 欄	⑬ ⑬ 抵当権者の氏名又は名称 漢字で記入して下さい (氏名を記入する場合氏と名の間に1マスあけて記入、濁点・半濁点は同一マス目に「ガ」「バ」と記入) (都道府県市区郡コード) (番、号、番地、棟番号等)	⑯ ⑯ 抵当権者コード (販売店等以外は記入不要)
	⑭ ⑭ 抵当権者の住所 住所コードで記入して下さい (番、号、番地、棟番号等) ローマ字記入時は下欄をマークして下さい (都道府県市区郡コード) (町村コード) (小学コード) (丁目)	⑰ ⑰ 抵当権者の変更原因 1 相続 2 合併 3 合併 4 譲渡 5 一部譲渡 6 権利移転

債 務 者 欄	⑮ ⑮ 債務者の氏名又は名称 漢字で記入して下さい (氏名を記入する場合は氏と名の間に1マスあけて記入、濁点・半濁点は同一マス目に「ガ」「バ」と記入) (都道府県市区郡コード) (番、号、番地、棟番号等)	⑱ ⑱ 債務者の変更原因 1 変更 2 増額 3 金庫 4 合併
	⑯ ⑯ 債務者の住所 住所コードで記入して下さい (番、号、番地、棟番号等) ローマ字記入時は下欄をマークして下さい (都道府県市区郡コード) (町村コード) (小学コード) (丁目)	

申請人  
 (登録権利者)  
 氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 印  
 住所 \_\_\_\_\_  
 (登録義務者)  
 氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 印  
 住所 \_\_\_\_\_

運輸支局長殿  
 運輸監理部長  
 令和 年 月 日

使用の本拠の位置  
 申請代理人  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 住所 \_\_\_\_\_

短  
辺

抵 当 権 登 録 申 請 書 (その2)

運輸監理部長又は運輸支局長 殿

短  
辺

自 動 車 登 録 番 号		車 台 番 号		課税標準額 円
設 定				登録免許税の額 円
				(印紙貼付欄) 注 (1)課税標準額が1,000円に満 たないときは1,000円とし、 1,000円をこえる場合で 1,000円未満の端数がある ときはその端数の金額を切捨て ること。 (2)登録免許税額が1,000円に 満たないときは1,000円と し、1,000円をこえる場合 で100円未満の端数があると きはその端数を切捨てること。 (3)債権の一部の譲渡又は代位弁済 については、その目的たる債権 額を新事項欄に記入すること。
追 加 設 定	設定登録してある抵当自動車の自動車登録番号			
	抵当権の表示 年 月 日 受理番号第 号で設定した 抵 当 権			

長 辺

(日本産業規格A列4番)